

議第 53 号

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

第 9 期介護保険計画に伴い、介護保険料額及び保険料段階を改定するため、当該条例を制定の一部を改正するもの。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保険料額)	(保険料率)
<p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>26,208円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39,456円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>39,744円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>48,960円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>57,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>69,120円</u> ア・イ（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>74,880円</u> ア・イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>86,400円</u> ア・イ（略）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>97,920円</u> ア・イ（略）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>109,440円</u></p> <p>ア 合計所得金額が520万円未満であり、か</p>	<p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,640円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>46,920円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>55,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>66,240円</u> ア・イ（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>71,760円</u> ア・イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>82,800円</u> ア・イ（略）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>93,840円</u> ア・イ（略）</p>

改正後	改正前
<p><u>つ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(11) <u>次のいずれかに該当する者</u> 120,960円</p> <p><u>ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(12) <u>次のいずれかに該当する者</u> 132,480円</p> <p><u>ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(13) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 138,240円</p>	<p>(10) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 104,880円</p>
<p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から</u></p>	<p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から</u></p>

改正後	改正前
<p>令和8年度までの各年度における<u>保険料の額</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>16,700円</u>とする。</p>	<p>令和5年度までの各年度における<u>保険料率</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>16,560円</u>とする。</p>
<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における<u>保険料の額</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>28,220円</u>とする。</p>	<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における<u>保険料率</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>27,600円</u>とする。</p>
<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における<u>保険料の額</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>39,740円</u>とする。</p>	<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における<u>保険料率</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>38,640円</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の下呂市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

第9期介護保険計画に伴い、介護保険料額及び保険料段階を改定するため、当該条例を改正するものです。

2. 概要

- (1) 令和6年度から第9期介護保険計画が始まることに伴い、介護保険料の改定を行います。また、今回から保険料の段階が10段階から13段階に改定され、一部高所得層の保険料負担が増えます。

(第2条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。令和5年度以前の保険料については、従前の規定のとおり扱います。

(附則関係)

